



男と女のいきいきコラム



男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.61

夏休み子ども版「みんなで読もう！いきいきコラム」発行しました

8月といえば「夏休み」ですね。この時期、お子さんの多くは夏休み中で、ご家庭で過ごす時間が多いのではないのでしょうか。お子さんが家庭で過ごす時間が多いと、家族の生活のリズムも違ってくると思います。



「男と女のいきいきコラム」男女共同参画社会の実現を目指しては、毎月1日号の本紙に掲載していますが、読んでいただいているのは大人の方がほとんどではないかと思っています。

そこで、この夏休みの期間を使って、ご家族一緒に楽しみながら読んでいただくことができるよう、夏休み子ども版「みんなで読もう！いきいきコラム」を発行しました。（本紙と同時配布のチラシをご覧ください）

～共同参画 新たな社会の パスワード～

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

皆さんが「広報とき」を読んでいる時、お子さんから「ねえ、何を読んでいるの？どんなことが書いてあるの？」とか、「わたしも見たい、読みたい！でも漢字が多くて読めないし分からない」と言われたことはありませんか。
子どもは、自分に一番身近な大人である家族のすることに関心を持ち、自分も同じことをしてみたいと思うものです。皆さんが「広報とき」を読む時、お子さんに読み聞かせをすることも良いことだと思います。
夏休み中の今月は、皆さんがお子さんと一緒に、夏休み子ども版「みんなで読もう！いきいきコラム」を読むことで、家族で楽しみながら男女共同参画について考えていただくきっかけになればと願っています。

Vol. 16

窓 □ Q & A

第三者行為について

市民課・保険年金係
内線131～136

Q 第三者行為とは？

第三者（自分以外の人）の行為によってけがをしたときは、示談後に加害者から医療費の一部が支払われることがあるため、国民健康保険で診療を受けることができます。

第三者行為として最も多い事例が交通事故です。その他ではけんかや、他人の家の犬にかまれた場合などが考えられます。

Q 交通事故など、第三者の過失によってけがをした場合でも、国民健康保険を使って治療を受けることはできますか？

A 第三者が原因となったけがや病気についても、届け出により国民健康保険で治療を受けることができます。

ただし、加害者からすでに治療費を受け取っている場合は、給付対象となりません。

なお、自損事故の場合は、一般的には国民健康保険の給付対象になりませんが、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象になります。

Q 医療費はどうなりますか？

A 第三者の行為により病院または診療所にかかった場合は、第三者がその医療費などを負担することになります。ただし、国民健康保険加入者の過失分は、国民健康保険から医療の給付を受けることとなります。

ここで注意していただくことは、被害者と加害者の話し合いで示談が成立すると、その示談の内容が優先されるため、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合もありますので、示談は慎重にしてください。